

藤沢市請負工事成績評定要領

制 定 平成15年11月1日

改 定 令和 5年 4月1日

改 定 令和 7年 6月1日

(目的)

第1条 この要領は、藤沢市の所掌する請負工事成績評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定め、公共工事の品質の確保を図るため厳正かつ的確な評定を実施し、もって請負業者の適正な選定及び指導育成等に資することを目的とする。

(評定の対象)

第2条 評定は、工事及び測量等の委託について行う。

(評定者)

第3条 工事成績の評定者（以下「評定者」という。）は、主任監督員、総括監督員及び検査員とする。ただし、契約金額が2,000,000円以下の工事及び契約金額が1,000,000円以下の測量等の委託並びに工事の施工期間中に行う検査の評定者は、検査員とする。

(評定の方法)

第4条 評定は、工事ごとに行う。

2 評定は、工事成績採点表により行う。

3 評定は、監督員が作成した施工プロセスのチェックリスト、監督又は検査において確認した事項に基づき、考査項目別運用表等に従って的確かつ公正に行う。

(採点表の提出等)

第5条 監督職員は、総括監督員の評定後、すみやかに工事完成報告書とともに検査担当課長に提出する。

2 検査員は検査後に、評定点の合計点を算出し検査担当課長に報告する。

3 手直し工事確認後の評定は行わない。

(評定点の通知)

第6条 当該工事の評定点の合計点の報告を受けた検査担当課長は、工事成績評定結果を遅滞なく請負者に通知する。

2 工事成績評定結果の通知は、契約金額が2,000,000円を超える工事の完成検査

(藤沢市契約規則第 74 条第 1 項において読み替えて準用する契約規則第 65 条第 2 項に規定する検査を除く) のみ行う。

(説明請求)

第 7 条 工事成績評定結果の通知を受けた請負者は、受理した日から 14 日以内に書面により、検査担当課長に評定点について説明を求めことができるものとする。

(説明請求に対する回答)

第 8 条 検査担当課長は、工事成績評定結果の通知を受けた請負者から評定点についての説明を書面により求められた場合には、速やかに書面により回答するものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成 15 年 11 月 1 日から適用する。
- 2 この要領は、平成 15 年 11 月 1 日以降新たに発注し契約した請負工事の出来形および完成検査等において適用する。
- 3 この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。
- 4 この要領は、令和 7 年 6 月 1 日から適用する。